

日本中央競馬会における職員の給与等の支給の基準

1 基本的な考え方

職員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 職員の給与等は、各職務に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- (2) 職員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案するとともに、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、人材確保面で競合関係にある民間企業等における、そうした人材の処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、職員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 給与

給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

(1) 本俸

本俸は、職種別の俸給表により、各職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて支給する。

(2) 諸手当

諸手当は、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、初任給調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とする。ただし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。

イ 住居手当は、舎宅以外の借間・借家に居住し家賃を支払っている者及

- び自家に居住する者に支給する。
- ウ 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外、休日又は深夜に勤務した者に支給する。ただし、役割手当及び専門技術役付手当の支給を受ける管理職には、深夜に勤務した場合を除き、支給しない。
- エ 宿日直手当は、宿直又は日直の勤務を行った者に支給する。
- オ 特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した者に支給する。
- カ 精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる者に支給する。
- キ 役付手当は、役職に応じて管理職に支給する。役付手当は、役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役割加算手当は役割手当及び役職手当に区分する。
- ク 管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。
- ケ 特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- コ 初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、理事長が特に必要と認めた場合に支給する。
- サ 特別都市手当は、賃金水準、物価、生計費等の高い地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- シ 単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に支給する。
- ス 寒冷地手当は、北海道その他寒冷の地域に在勤する者に対し 10 月に支給する。
- セ 特別手当は、毎年 2 回以内において支給することがある。
- ソ 業績加給は、日本中央競馬会の業績が好調であると認められる場合に、支給する。

タ 在勤手当は、外国に在勤する者に対し、勤務地及び家族状況等に応じて支給する。

3 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当の額を加算し、又は在職中功労があった者には特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

(参考)

職員の給与等の支給額、支給割合等

(2026年3月1日現在)

1 給与

(1) 本俸

本俸は、次の俸給表により支給する。ただし、在勤基本手当の支給を受ける外国勤務者には、本俸月額100分の20相当額を支給しない。

総合職Ⅰ俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	245,500	293,600	355,600	547,700	667,700
2	250,000	298,800	361,600	552,500	671,100
3	254,500	304,000	367,600	557,300	674,500
4	259,000	309,200	373,600	562,100	677,900
5	263,500	314,400	379,600	566,900	681,300
6	267,800	319,600	385,600	571,700	684,700
7	272,100	324,800	391,600	576,500	688,100
8	276,400	330,000	397,600	581,300	691,500
9	280,700	335,200	403,600	586,100	694,900
10	285,000	340,300	409,600	590,900	698,300
11	289,300	345,400	415,500	595,700	701,700
12	293,600	350,500	421,400	600,500	705,100
13	297,800	355,600	427,300	605,300	708,500
14	302,000	360,600	432,500	610,100	711,900
15	306,200	365,600	437,700	614,900	715,100
16	310,400	370,600	442,900	619,700	718,300
17	314,400	375,600	448,100	624,500	721,500
18	316,900	378,600	453,300	629,300	724,700
19	319,400	381,600	458,500	634,100	727,900
20	321,900	384,600	463,600	638,900	731,100
21	324,400	387,600	468,700	643,700	734,300
22	326,200	390,600	473,800	648,500	737,500
23	328,000	393,600	478,900	653,300	740,700
24	329,800	396,600	484,000	658,100	743,800
25	331,600	399,600	489,100	662,900	
26	333,400	402,000	493,100	667,700	
27	335,200	404,400	497,100	672,500	
28	337,000	406,800	501,100	675,300	
29	338,800	409,200	505,100	678,100	
30	340,600	411,600	509,100	680,900	
31	342,400	414,000	513,100	683,700	
32	344,200	416,400	517,100	686,500	
33	346,000	418,800	521,100	689,300	
34	347,800	421,200	525,100	692,100	
35	349,600	423,600	529,100	694,900	
36	351,400	426,000	533,100	697,700	
37	353,200	428,400	537,100	700,500	
38	355,000	430,800	538,900	703,300	
39	356,800	433,200	540,700	706,100	
40	358,600	435,600	542,500	708,900	
41	360,400	438,000	544,300		
42	362,200	440,400	546,100		

43	363,900	442,800	547,900		
44	365,600	445,200	549,400		
45	367,300	447,500	550,900		
46	369,000	449,500	552,400		
47	370,700	451,500	553,900		
48	372,400	453,500	555,400		
49		455,500	556,900		
50		457,500	558,400		
51		459,500	559,900		
52		461,500	561,400		
53		463,500	562,900		
54		465,500	564,400		
55		467,500	565,900		
56		469,500	567,400		
57		471,500	568,900		

備考) この表は、施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

総合職Ⅱ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級	4 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	207,200	277,900	337,400	343,300	507,700
2	210,700	281,100	340,800	347,200	511,500
3	214,200	284,300	344,200	351,100	515,300
4	217,700	287,500	347,600	355,000	519,100
5	221,200	290,700	351,000	358,900	522,900
6	224,700	293,900	354,400	362,800	526,700
7	228,200	297,100	357,800	366,700	530,500
8	231,700	300,200	361,200	370,600	534,300
9	233,500	303,300	364,600	374,500	538,100
10	235,300	306,400	368,000	378,400	541,900
11	237,100	309,100	371,400	382,300	545,700
12	239,200	311,800	374,800	386,200	549,500
13	241,600	314,500	378,200	390,100	553,300
14	244,000	317,200	381,600	394,000	557,100
15	246,400	319,900	385,000	397,900	560,900
16	248,800	322,600	388,400	401,800	564,700
17	251,200	325,300	390,600	405,200	568,500
18	253,600	328,000	392,800	408,600	572,300
19	256,000	330,700	395,000	412,000	576,100
20	258,400	333,400	397,200	415,400	579,900
21	260,800	336,100	399,400	418,800	583,700
22	263,200	338,800	401,600	422,200	587,500
23	265,600	341,500	403,800	425,600	591,300
24	268,000	344,200	406,000	429,000	595,100
25	270,400	346,900	408,000	432,400	598,900
26	272,800	349,600	410,000	435,800	602,700
27	275,200	352,100	412,000	439,200	606,500
28	277,600	354,600	414,000	442,600	609,000
29	280,000	357,100	416,000	446,000	611,500
30	282,400	359,600	418,000	448,400	614,000
31	284,800	362,000	420,000	450,800	616,500
32	287,200	364,400	422,000	453,200	619,000
33	289,600	366,800	424,000	455,600	621,500
34	292,000	369,200	426,000	458,000	624,000
35	294,400	371,600	428,000	460,400	626,500
36	296,800	374,000	430,000	462,800	629,000
37	299,200	376,400	432,000	465,200	631,500
38	301,600	378,800	434,000	467,600	634,000
39	304,000	381,200	436,000	470,000	636,500
40	306,400	383,600	438,000	472,400	639,000
41	308,000	386,000	440,000	474,800	641,500

42	309,600	388,400	442,000	477,200	644,000
43	311,200	389,600	444,000	479,600	646,500
44	312,800	390,800	446,000	482,000	649,000
45	314,400	392,000	447,000	484,400	651,500
46	316,000	393,200	448,000	486,800	654,000
47	317,600	394,400	449,000	489,200	
48	319,200	395,600	450,000	491,600	
49	320,800	396,800	451,000	494,000	
50	322,400	398,000	452,000	495,400	
51	324,000	399,200	453,000	496,800	
52	325,600	400,400	454,000	498,200	
53	327,200	401,600	455,000	499,600	
54	328,800	402,800	456,000	501,000	
55	330,400	404,000	457,000	502,400	
56	332,000	405,200	458,000	503,800	
57	333,600	406,400	459,000	505,200	
58	335,200	407,600	460,000	506,600	
59	336,800	408,800	461,000	508,000	
60	338,400	410,000	462,000	509,400	
61	340,000	411,200	463,000	510,800	
62	341,600	412,400	464,000	512,200	
63	343,200		465,000	513,600	
64	344,800		466,000	515,000	
65	346,400			516,400	
66	348,000			517,800	
67	349,600			519,200	
68	351,200			520,600	
69	352,800			522,000	
70	354,400			522,700	
71	356,000			523,400	
72	357,600			524,100	
73	359,200			524,800	
74	360,800			525,500	
75	362,400			526,200	
76	363,700			526,900	
77	364,900			527,600	
78	366,100			528,300	
79	367,300			529,000	
80	368,500			529,700	
81				530,400	
82				531,100	
83				531,800	
84				532,500	
85				533,200	
86				533,900	
87				534,600	
88				535,300	
89				536,000	
90				536,700	
91				537,400	
92				538,100	
93				538,800	
94				539,500	
95				540,200	
96				540,900	
97				541,600	
98				542,300	
99				543,000	
100				543,700	
101				544,400	
102				545,100	
103				545,800	
104				546,500	
105				547,200	
106				547,900	

107				548,400	
108				548,900	
109				549,400	
110				549,900	
111				550,400	
112				550,900	
113				551,400	
114				551,900	
115				552,400	
116				552,900	
117				553,400	
118				553,900	
119				554,400	
120				554,900	
121				555,400	
122				555,900	
123				556,400	
124				556,900	
125				557,400	
126				557,900	
127				558,400	
128				558,900	
129				559,400	
130				559,900	
131				560,400	
132				560,900	
133				561,400	
134				561,900	
135				562,400	
136				562,900	
137				563,400	
138				563,900	
139				564,400	
140				564,900	
141				565,400	

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員であって理事長が指定する者に適用する。

総合職Ⅲ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	185,200	246,100	298,300	304,200
2	187,600	248,800	301,300	307,700
3	190,000	251,500	304,300	311,200
4	192,400	254,200	307,300	314,700
5	194,800	256,900	310,300	318,200
6	196,900	259,600	313,300	321,700
7	199,000	262,300	316,300	325,200
8	201,100	265,000	319,300	328,700
9	203,200	267,700	322,300	332,200
10	205,300	270,400	325,300	335,700
11	207,400	272,900	328,300	339,200
12	209,500	275,400	331,300	342,700
13	211,600	277,900	334,300	346,200
14	213,700	280,400	337,300	349,700
15	215,800	282,900	340,300	353,200
16	217,900	285,400	343,000	356,700
17	220,000	287,900	345,100	359,500
18	222,100	290,400	347,200	362,300
19	224,200	292,900	349,300	365,100
20	226,300	295,400	351,400	367,900

21	228,400	297,900	353,500	370,700
22	230,500	300,400	355,600	373,500
23	232,600	302,900	357,700	376,300
24	234,700	305,400	359,500	379,100
25	236,800	307,900	361,200	381,900
26	238,900	310,300	362,900	384,700
27	241,000	312,400	364,600	387,500
28	243,100	314,500	366,300	390,300
29	245,200	316,600	368,000	393,100
30	247,300	318,700	369,700	395,200
31	249,400	320,800	371,400	397,300
32	251,500	322,900	373,100	399,400
33	253,600	325,000	374,800	401,500
34	255,700	327,100	376,500	403,600
35	257,700	329,200	378,200	405,700
36	259,700	331,300	379,900	407,800
37	261,700	333,400	381,600	409,900
38	263,700	335,500	383,300	412,000
39	265,700	337,600	385,000	414,100
40	267,700	339,700	386,700	416,200
41	269,200	341,800	388,400	418,300
42	270,700	343,900	390,100	420,400
43	272,200	344,900	391,800	422,500
44	273,700	345,900	393,400	424,600
45	275,200	346,900	394,300	426,700
46	276,700	347,900	395,200	428,800
47	278,200	348,900	396,100	430,900
48	279,700	349,900	397,000	433,000
49	281,200	350,900	397,900	435,100
50	282,700	351,900	398,800	436,300
51	284,200	352,900	399,700	437,500
52	285,700	353,900	400,600	438,700
53	287,200	354,900	401,500	439,900
54	288,700	355,900	402,400	441,100
55	290,200	356,900	403,300	442,300
56	291,700	357,900	404,200	443,500
57	293,200	358,900	405,100	444,700
58	294,700	359,900	406,000	445,900
59	296,200	360,900	406,900	447,100
60	297,700	361,900	407,800	448,300
61	299,200	362,900	408,700	449,500
62	300,700	363,900	409,600	450,700
63	302,200		410,500	451,900
64	303,700		411,400	453,100
65	305,200			454,300
66	306,700			455,500
67	308,200			456,700
68	309,700			457,900
69	311,200			459,100
70	312,700			459,700
71	314,200			460,300
72	315,700			460,900
73	317,200			461,500
74	318,700			462,100
75	320,200			462,700
76	321,700			463,300
77	323,200			463,900
78	324,700			464,500
79	326,200			465,100
80	327,700			465,700
81				466,300
82				466,900
83				467,500
84				468,100
85				468,700

86		469,300
87		469,900
88		470,500
89		471,100
90		471,700
91		472,300
92		472,900
93		473,500
94		474,100
95		474,700
96		475,300
97		475,900
98		476,500
99		477,100
100		477,700
101		478,300
102		478,900
103		479,500
104		480,100
105		480,700
106		481,300
107		481,800
108		482,300
109		482,800
110		483,300
111		483,800
112		484,300
113		484,800
114		485,300
115		485,800
116		486,300
117		486,800
118		487,300
119		487,800
120		488,300
121		488,800
122		489,300
123		489,800
124		490,300
125		490,800
126		491,300
127		491,800
128		492,300
129		492,800
130		493,300
131		493,800
132		494,300
133		494,800
134		495,300
135		495,800
136		496,300
137		496,800
138		497,300
139		497,800
140		498,300
141		498,800

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

専門技術職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	195,300	247,300	344,500	527,700
2	198,100	250,700	349,000	531,700
3	200,900	254,100	353,500	535,700
4	203,700	257,500	358,000	539,700
5	206,500	260,900	362,500	543,700
6	209,300	264,300	367,000	547,700
7	212,100	267,700	371,500	551,700
8	214,900	271,100	376,000	555,700
9	217,700	274,500	380,500	559,700
10	220,500	277,900	384,500	563,200
11	223,300	281,300	388,500	566,700
12	226,100	284,700	392,500	570,200
13	228,900	288,100	396,500	573,700
14	231,700	291,500	400,500	577,200
15	234,500	294,900	404,500	580,700
16	237,300	298,300	408,500	584,200
17	240,100	301,700	412,200	587,700
18	242,900	305,100	415,700	591,200
19	245,700	308,500	419,200	594,700
20	248,500	311,900	422,700	598,200
21	251,300	315,300	426,200	601,700
22	254,100	318,700	429,700	605,200
23	256,900	322,100	433,200	608,700
24	259,700	325,500	436,700	612,200
25	262,500	328,900	440,200	615,700
26	265,300	332,300	443,700	618,200
27	268,100	335,700	447,200	620,700
28	270,900	339,100	450,700	623,200
29	273,700	342,500	454,200	625,700
30	276,500	345,900	457,700	628,200
31	279,300	349,300	461,200	630,700
32	282,100	352,700	464,700	633,200
33	284,900	356,100	468,200	635,700
34	287,700	359,500	470,700	638,200
35	290,500	362,900	473,200	640,700
36	293,300	366,300	475,700	643,200
37	296,100	369,300	478,200	645,700
38	298,900	372,300	480,700	648,200
39	301,700	375,300	483,200	650,700
40	304,500	378,300	485,700	653,200
41	307,300	381,000	488,200	655,700
42	310,100	383,500	490,700	658,200
43	312,900	386,000	493,200	660,700
44	315,700	388,500	495,700	663,200
45	317,600	391,000	498,200	665,700
46	319,500	393,500	500,700	667,200
47	321,400	396,000	503,200	668,700
48	323,300	398,500	505,700	670,200
49	325,200	401,000	508,200	671,700
50	327,100	403,500	510,200	673,200
51	329,000	406,000	512,200	674,700
52	330,900	408,500	514,200	676,200
53	332,800	411,000	516,200	677,700
54	334,700	413,500	518,200	679,200
55	336,600	416,000	520,200	680,700
56	338,500	418,500	522,200	682,200
57	340,400	420,500	524,200	683,700
58	342,300	422,500	525,700	684,700
59	344,200	424,500	527,200	685,700

60	346,100	426,500	528,700	686,700
61	348,000	428,500	530,200	687,700
62	349,900	430,500	531,700	688,700
63	351,800	432,500	533,200	689,700
64	353,700	434,500	534,700	690,700
65	355,600	436,500	536,200	691,700
66	357,500	438,500	537,700	692,700
67	359,400	440,500	539,200	693,700
68	361,300	442,500	540,700	694,700
69	363,200	444,200	542,200	695,700
70	365,100	445,700	543,700	696,700
71	367,000	447,200	545,200	697,700
72	368,900	448,700	546,700	698,700
73		450,200	548,200	699,700
74		451,700	549,200	700,700
75		453,200	550,200	701,700
76		454,700	551,200	702,700
77		456,200	552,200	703,500
78		457,700	553,200	704,300
79		459,200	554,200	705,100
80		460,700	555,200	705,900
81		462,200	556,200	706,700
82		463,700	557,200	
83		465,200	558,200	
84		466,700	559,200	
85		468,200	560,200	
86			561,200	
87			562,200	
88			563,200	
89			564,200	
90			565,200	
91			566,200	
92			567,200	
93			568,200	

備考) この表は、馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員に適用する。

一般事務技術職俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A
	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円
1	165,500	213,300	274,700
2	166,700	214,900	276,100
3	167,900	216,500	277,500
4	169,100	218,100	278,900
5	170,300	219,700	280,300
6	171,500	221,300	281,700
7	172,700	222,900	283,100
8	173,900	224,500	284,500
9	175,100	226,100	285,900
10	176,300	227,700	287,300
11	177,500	229,300	288,700
12	178,700	230,900	290,100
13	179,900	232,500	291,500
14	181,100	234,100	292,900
15	182,300	235,700	294,300
16	183,500	237,300	295,700
17	184,700	238,900	297,100
18	185,900	240,500	298,500
19	187,100	242,100	299,900
20	188,300	243,700	301,300

21	189,500	245,300	302,700
22	190,700	246,700	304,100
23	191,900	248,100	305,500
24	193,100	249,500	306,900
25	194,300	250,900	308,300
26	195,500	252,300	309,700
27	196,700	253,700	310,900
28	197,900	255,100	312,100
29	199,100	256,500	313,300
30	200,300	257,900	314,500
31	201,500	259,300	315,700
32	202,700	260,700	316,900
33	203,900	262,100	318,100
34	205,100	263,500	319,300
35	206,300	264,900	320,500
36	207,500	266,300	321,700
37	208,700	267,700	322,900
38	209,900	269,100	324,100
39	211,000	270,500	325,300
40	212,100	271,900	326,500
41	213,100	273,300	327,700
42	214,100	274,300	328,500
43	215,100	275,300	329,300
44	216,100	276,300	330,100
45	217,100	277,300	330,900
46	218,100	278,300	331,700
47	219,100	279,300	332,500
48	220,100	280,300	333,300
49	221,100	281,300	334,100
50	222,100	282,300	334,900
51	223,100	283,300	335,700
52	224,100	284,300	336,500
53	225,100	285,300	337,300
54	226,100	286,300	338,100
55	227,100	287,300	338,900
56	228,100	288,300	339,700
57	229,100	289,300	340,500
58	230,100	290,300	341,300
59	231,100	291,300	341,700
60	232,100	292,300	342,100
61	233,100	293,300	342,500
62	234,100	293,900	342,900
63	235,100	294,500	343,300
64	236,100	295,100	343,700
65	237,100	295,700	344,100
66	238,100	296,300	344,500
67	239,100	296,900	344,900
68	240,100	297,500	345,300
69	241,100	298,100	345,700
70	242,100	298,700	346,100
71	243,100	299,300	
72	244,100	299,900	
73	245,100	300,500	
74	246,100	301,100	
75	247,100	301,700	
76	248,100	302,300	
77	249,100	302,900	
78	250,000	303,500	
79	250,900	304,100	
80	251,800	304,700	
81	252,400	305,300	
82	253,000	305,600	
83	253,600	305,900	
84	254,200	306,200	
85	254,800	306,500	

86	255,400	306,800	
87	256,000		
88	256,600		
89	257,200		
90	257,800		
91	258,400		
92	259,000		
93	259,600		
94	260,200		
95	260,800		
96	261,400		
97	262,000		
98	262,600		
99	263,200		
100	263,800		
101	264,400		
102	265,000		
103	265,600		
104	266,200		
105	266,800		
106	267,400		
107	268,000		
108	268,600		
109	269,200		
110	269,800		
111	270,400		
112	271,000		
113	271,600		
114	272,200		
115	272,800		
116	273,400		
117	274,000		
118	274,600		
119	275,200		
120	275,800		
121	276,100		
122	276,400		
123	276,700		
124	277,000		
125	277,300		
126	277,600		
127	277,900		
128	278,200		
129	278,500		
130	278,800		
131	279,100		
132	279,400		
133	279,700		
134	280,000		
135	280,300		

備考) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

指定職俸給表

	1 級	2 級	3 級
本俸月額	円 747,000	円 758,000	円 782,000

備考) この表は、本部の部長、附属機関の長、競馬場長その他の理事長が指定する職にある職員に適用する。

特定日（60歳に達した日後における最初の4月1日）以後在職職員俸給表

		本俸月額
指定職	2級	600,000円
	1級	525,000円
総合職	5級	480,000円
	4級	450,000円
	3級、2級、1級	特定日前日に属する職務の級が、総合職Ⅰ俸給表3級、2級又は1級であった場合は、特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の65を乗じて得た額、総合職Ⅱ俸給表又は総合職Ⅲ俸給表3級、2級A、2級B又は1級であった場合は、特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）
専門技術職	4級、3級、2級、1級	特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の65を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）
一般事務技術職	2級、1級	特定日前日に適用を受けていた号俸に応じた本俸月額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）

備考1) この表は、特定日以後在職職員に適用する。

備考2) この表において、左欄の職は、それぞれ次に掲げる職員に適用する。

指定職 理事長が指定する職にある職員

総合職 限定された地域において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員（指定職を除く。）

専門技術職 限定された地域において馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員（指定職及び総合職を除く。）

一般事務技術職 指定職、総合職又は専門技術職を除く全ての職員

(2) 諸手当

諸手当は、国内勤務者にあつては、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、初任給調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当

家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

扶養親族の区分	支給月額
配偶者	17,000 円。ただし、在勤手当（配偶者手当）の支給を受ける外国勤務者には支給しない。
その他の扶養親族	1 人につき 5,500 円（配偶者がいない場合の扶養親族 1 人目については 11,000 円）。満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子については、1 人につき 5,000 円を加算

イ 住居手当

住居手当は、舎宅以外の借家・借間に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。

区分	支給月額
借家・借間	30,500 円を限度として現に支払った実費
自家	16,000円を限度として持分割合に応じて定める額

ウ 時間外勤務手当

- ① 管理職以外の職員が所定の勤務時間外に勤務したときには、1 時間につき通常の労働時間の賃金の100分の125相当額を支給する。
- ② 管理職以外の職員が休日に勤務したときには、1 時間につき通常の労働時間の賃金の100分の135相当額（12月29日から翌年の 1 月 3 日までの午前 5 時から午後 10 時までに勤務した場合は、100分の150相当額）を支給する。
- ③ 管理職以外の職員について、法定時間外勤務が 1 月につき60時間を超えた場合は、①及び②にかかわらず、その超えた 1 時間につき通常の労働時間の賃金の 100分の150相当額を支給する。
- ④ 深夜（午後10時から翌日の午前 5 時まで）に勤務した者には、1 時間につき通常の労働時間の賃金の100分の25相当額を支給する。

エ 宿日直手当

宿日直手当は、宿直又は日直の勤務1回につき7,000円(12月29日から翌年の1月3日までに勤務した場合は、11,900円)を支給する。

オ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した場合に支給する。

区分	支給日額
著しく危険又は特殊な馬取扱業務に従事したとき	800円～1,000円(同一日に放射線取扱業務に従事した場合は400円を加算)。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
家畜伝染病に係る処理作業に従事したとき 有害物を使用した実験・研究・診療等に従事したとき 馬の装削蹄業務に従事したとき 高所高圧作業に従事したとき 育成馬購買のための幼駒の採血・臨床検査に従事したとき	600円～800円。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
放射線取扱業務に従事したとき 負傷した騎手等を救急搬送したとき	800円
所定の勤務時間を延長されて競馬開催業務に従事したとき	4,000円(競走馬の整馬作業、検体採取作業に従事した場合、宿泊を伴う調整ルーム業務に執務した場合等にはそれぞれ500円～3,500円を加算)
所定の勤務時間を変更されて勝馬投票券の発売業務に従事したとき	2,800円
馬の輸送業務に従事したとき	輸送距離に応じて2,000円～8,000円

カ 精勤実績評価手当

精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる職員に対して、本俸、業績加給、役割加算手当、家族手当、特別調整手当(特定職員職務手当に限る。)及び特別都市手当の月額合計額に、10/100以内で定める支給率を乗じた金額を、月額で支給する。

キ 役付手当

役付手当は役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役職に応じて管理職（指定職及び各俸給表の4級以上の者）に支給する。役割加算手当は役割手当及び役職手当とする。

- ① 役割手当の月額は、その職の役割の重要性に応じて45,000円～196,500円とする。
- ② 役職手当の月額は、40,000円とする。
- ③ 専門技術役付手当の月額は、本俸の月額及び業績加給の月額の合計額の100分の10又は100分の14に相当する額とする。

ク 管理専門職臨時緊急勤務手当

管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

職員の区分	支給日額
総合職Ⅰ俸給表4級、総合職Ⅱ俸給表4級又は特定日以後在職職員俸給表総合職4級の職にある職員	10,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は15,000円）
総合職Ⅰ俸給表5級又は特定日以後在職職員俸給表総合職5級の職にある職員	12,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は18,000円）
指定職俸給表の適用を受ける職員又は特定日以後在職職員俸給表指定職の職にある職員	16,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は24,000円）

ケ 特別調整手当

特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。

区分	支給月額
裁決・ハンデキャップ・発走・決勝審判の事務、馬の研究・診療・装蹄業務、競馬学校生徒の実技教育に従事する職員	本俸月額の100分の8相当額以内。ただし、管理職には支給しない。
日高育成牧場に勤務する職員	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の100分の1相当額。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。
特定日以後在職職員のうち、事業運営都合により本会が指定する職務又は本人	本俸、業績加給の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額。ただし、管理

の希望する勤務地域にかかわらず、本会が指定する勤務地域に従事することとなつた職員（特手職員職務手当）	職には支給しない。
--	-----------

コ 初任給調整手当

初任給調整手当は、理事長が特に必要と認めた職員に対して月額 30,000 円を支給する。

サ 特別都市手当

特別都市手当は、次の地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

地域	支給月額	
	総合職Ⅰ俸給表、総合職Ⅱ俸給表及び専門技術職俸給表適用者	総合職Ⅲ俸給表及び一般事務技術職俸給表適用者
東京都特別区	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 6 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 20 相当額
神奈川県横浜市、大阪府大阪市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 5 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 16 相当額
千葉県船橋市、東京都立川市・府中市・西東京市、愛知県名古屋市・豊明市、京都府京都市、兵庫県神戸市・宝塚市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 4 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 14 相当額
茨城県稲敷郡美浦村、千葉県白井市、滋賀県栗東市、広島県広島市、福岡県福岡市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 2 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 9 相当額
北海道札幌市、栃木県宇都宮市・下野市、新潟県新潟市、静岡県浜松市、兵庫県姫路市・三木市、香川県高松市、福岡県北九州市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 1 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 4 相当額

シ 単身赴任手当

単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に対し、1月につき勤務場所と配偶者等の住居間の往復交通費相当額及び35,000円を支給する。

ス 寒冷地手当

寒冷地手当は、次の地域に在勤する者に対して10月に支給する。

地域	支給年額		
	世帯主		世帯主以外
	扶養親族有	扶養親族無	
北海道	159,900円	93,700円	57,200円
青森県、岩手県、秋田県	117,700円	68,900円	46,200円
福島県西白河郡	89,600円	52,000円	34,800円

セ 特別手当

特別手当は、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期における勤務実績に応じて、それぞれ12月及び翌年6月に支給する。支給条件はその都度定める。

ソ 業績加給

業績加給は、月額4,000円を支給する。

タ 在勤手当

在勤手当は、在勤基本手当、住宅手当、配偶者手当及び子女教育手当とし、勤務地及び家族状況等に応じて外国勤務者に支給する。

- ① 在勤基本手当は、外国勤務者の勤務地に応じて、1月につき、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）に規定する額の100分の80相当額を支給する。
- ② 住宅手当は、外国勤務者が居住する住宅の家賃額に応じて、1月につき、政令に規定する限度額の100分の80相当額を限度として支給する。
- ③ 配偶者手当は、配偶者を伴う外国勤務者に対し、1月につき、在勤基本手当の100分の20相当額を支給する。
- ④ 子女教育手当は、外国で学校教育等を受ける年少子女を有する外国勤務者に対し、年少子女1人につき月額8,000円を支給する。ただし、授業料等の必要経費に応じて、1人につき月額150,000円を限度として加算することがある。

(3) 満 55 歳以上の職員の給与

職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）が満 55 歳（一部の職員については満 57 歳）に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、本俸月額額の 100 分の 10 相当額以内の額を減額して給与を支給する。当該職員の諸手当の支給額等は、その者の本俸月額等から減額分を控除した額を基に計算する。

2 退職手当

退職手当は、職員が 1 年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当を加算し、又は在職中功労があった者に特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

在職期間（年）	支 給 率	在職期間（年）	支 給 率
1	0.8	20	27.60
2	1.68	21	29.37
3	2.64	22	31.14
4	3.68	23	32.92
5	4.80	24	34.70
6	6.00	25	36.48
7	7.28	26	38.26
8	8.64	27	40.04
9	10.08	28	41.82
10	11.60	29	42.66
11	13.20	30	43.50
12	14.80	31	44.34
13	16.40	32	45.18
14	18.00	33	46.02
15	19.60	34	46.86
16	21.20	35	47.70
17	22.80	36	48.53
18	24.40	37	49.36
19	26.00	38以上	50.19

備考)

- 1 在職期間38年未満で、在職期間の計算において1年未満の端数がある場合におけるその在職期間に対する支給率は、当該年数における支給率に当該年数の直近上位の年数に

おける支給率から当該年数における支給率を控除した率を12で除して、これに端数月の月数を乗じた率を加えて得た率とする。

- 2 在職期間1年未満で、その退職が死亡による場合のその者に対する支給率は0.8とする。